

平成十三年法務省令第十三号

地方入国管理局組織規則

法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第二十一条第四項、第二十二條第三項及び第二十三條第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規程の全部を改正する命令を次のように定める。

第一条 地方入国管理局に、次に掲げる課を置く。

- 総務課 (東京入国管理局に限る。)
職員課 (東京入国管理局に限る。)
会計課 (東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局及び福岡入国管理局に限る。)
用度課 (東京入国管理局に限る。)

- 2 前項に掲げる課のほか、東京入国管理局に審査監理官二人、警備監理官二人、首席審査官三人及び首席入国警備官九人を、名古屋入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官七人及び首席入国警備官五人を、大阪入国管理局に審査監理官一人、警備監理官一人、首席審査官六人及び首席入国警備官五人を、広島入国管理局及び福岡入国管理局にそれぞれ首席審査官二人及び首席入国警備官一人を、その他の地方入国管理局に首席審査官及び首席入国警備官それぞれ一人を置く。

(総務課の所掌事務)

第二条 総務課は、次に掲げる事務(東京入国管理局の総務課においては第二号及び第七号から第十一号までに掲げる事務を、大阪入国管理局、名古屋入国管理局及び福岡入国管理局の総務課においては第七号から第十一号までに掲げる事務を除く。)をつかさどる。

- 一 公印の保管に関する事。
二 職員任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関する事。
三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
四 統計報告に関する事。
五 渉外、広報及び行政相談に関する事。
六 職員の福利厚生に関する事。
七 職員の安全管理に関する事。
八 予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事。
九 地方入国管理局所属の国有財産及び物品の管理に関する事。

十一 債権に関する事。
十二 保管金に関する事。

十三 局内の所掌事務の連絡調整に関する事(第七條第三項及び第八條第三項に規定する事務を除く。)

第十四 前各号に掲げるもののほか、地方入国管理局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第三条 職員課は、前条第二号に掲げる事務をつかさどる。

第四条 会計課は、第二條第七号から第十一号までに掲げる事務(東京入国管理局においては第二條第七号及び第九号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

第五条 用度課は、第二條第七号及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

第六条 刑除(首席審査官の職務)

第七条 首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 在留資格認定証明書の交付その他外国人の上陸の審査の事前審査に関する事。
二 外国人の上陸の許可に関する事(第一号及び第十三号に掲げる事務を除く。)

十二 中長期在留者に係る届出に関する事(中長期在留者の住居地に関する届出を除く。)

十三 一時庇護のための上陸の許可に関する事。

十四 難民の認定及び難民の認定の取消しに関する事。

十五 仮滞在の許可に関する事。

十六 難民旅行証明書の交付及び返納命令に関する事。

十七 入管法第四十五條第一項の規定による審査(以下「違反審査」という。)に関する事。

十八 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事。

十九 被収容者の放免、仮放免及び仮放免の取消しに関する事。

二十 出国命令に関する事。

二十一 外国人の上陸及び退去強制制についての口頭審理及び異議の申出に関する事。

二十二 難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為及び難民の認定の取消しについての審査請求(以下単に「審査請求」という。)に関する事。

二十三 保証金の納付、返還及び没取に関する事。

二十四 通報者に対する報償金の交付に関する事。

二十五 行政訴訟に関する関係機関との連絡調整に関する事。

二十六 出入国及び外国人の在留の管理に関する一般的な調査に関する事。

二十七 出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定に関する情報の管理に関する事(次条第一項第五号に掲げる事務を除く。)

二十八 電子計算機の運用及び保守に関する事(次条第一項第六号に掲げる事務を除く。)

二十九 関係機関との連絡調整に関する事(次条第一項第八号の違反調査に係る関係行政機関との連絡調整に関する事務を除く。)

東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局及び福岡入国管理局に置く首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

2

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

Table with 2 columns: 局名 (Agency Name) and 担当区分 (Division/Task). Rows include 東京入国管理局 (Tokyo), 名古屋入国管理局 (Nagoya), 大阪入国管理局 (Osaka), 福岡入国管理局 (Fukuoka).

違反審前項第十七号から第二十号まで、 査担当 第二十三号及び第二十四号に掲げ る事務	審判担 前項第二十一号及び第二十五号に 掲げる事務並びに同項第十号に掲 げる事務(審査管理担当、在留管 理情報担当、就労審査第一担当、 就労審査第二担当、留学審査担 当、研修・短期滞在審査担当、永 住審査担当、難民調査担当及び難 民審判担当が分担する事務を除 く。)	難民審 判担当 前項第二十二号に掲げる事務並び に審査請求に関する同項第二号、 第六号、第十号、第十五号及び第 二十九号に掲げる事務	実態調 査担当 前項第二十六号に掲げる事務	情報管 理担当 前項第二十七号に掲げる事務(在 留管理情報担当が分担する事務を 除く。) 及び同項第二十八号に掲げ る事務	名古屋 屋入 理管 局 前項第二号から第五号まで、第八 号、第十号、第十二号、第二十七 号及び第二十八号に掲げる事務並 びに同項第二十九号に掲げる事務 (就労審査担当、留学・研修審査担 当、永住審査担当、難民調査担当 及び審判担当が分担する事務を除 く。)	就労審 査担当 前項第二号から第十号まで、第十 号、第六号、第八号から第十号ま で及び第二十九号に掲げる事務	留学・ 研修 査担 当 前項第二号から第十号まで、第六号、 第八号から第十号まで及び第二十 九号に掲げる事務	永住審 査担 当 前項第二号から第十号まで、第六号、 第八号から第十号まで及び第二十 九号に掲げる事務	難民調 査担 当 前項第十三号、第十四号及び第十 六号に掲げる事務並びに難民の認 定に関する同項第二号、第六号、
--	--	---	-----------------------------	---	---	--	--	--	---

第八号、第十号、第十五号及び第 二十九号に掲げる事務	審判担 前項第十七号から第二十五号まで に掲げる事務、審査請求に関する 同項第二号、第六号、第十五号及 び第二十九号に掲げる事務並びに 同項第十号に掲げる事務(審査管 理担当、就労審査担当、留学・研 修審査担当、永住審査担当及び難 民調査担当が分担する事務を除 く。)	実態調 査担当 前項第二十六号に掲げる事務	大阪 理管 局 前項第二号から第五号まで、第八 号、第十号及び第二十二号に掲げ る事務並びに同項第二十九号に掲 げる事務(就労・永住審査担当、留 学・研修審査担当及び審判担当が 分担する事務を除く。)	就労・ 永住 査担 当 前項第十三号、第十四号及び第十 六号に掲げる事務、難民の認定に 関する同項第二号、第六号、第八 号、第十号、第十五号及び第二十 九号に掲げる事務並びに就労(技 能実習を除く。) 及び身分又は地位 に基づく活動を目的とする外国人 について、同項第一号、第六号か ら第十一号まで及び第二十九号に 掲げる事務	留学・ 研修 査担 当 前項第十七号から第二十五号まで に掲げる事務、審査請求に関する 同項第二号、第六号、第十五号及 び第二十九号に掲げる事務並びに 同項第十号に掲げる事務(審査管 理担当、就労・永住審査担当及び 留学・研修審査担当が分担する事 務を除く。)	審判担 前項第十七号から第二十五号まで に掲げる事務、審査請求に関する 同項第二号、第六号、第十五号及 び第二十九号に掲げる事務並びに 同項第十号に掲げる事務(審査管 理担当、就労・永住審査担当及び 留学・研修審査担当が分担する事 務を除く。)	実態調 査担当 前項第二十六号に掲げる事務
-------------------------------	---	-----------------------------	--	---	---	--	-----------------------------

情報管 理担当 前項第二十七号及び第二十八号に 掲げる事務	広 島 理管 局 前項第一号から第十六号まで及び 在留審判担当が分担する事務(入国・ 在留審査担当が分担する事務を除 く。)	入 国 理管 局 前項第二号から第二十五号まで に掲げる事務、審査請求に関する 同項第二号、第六号、第十五号及 び第二十九号に掲げる事務並びに 同項第十号に掲げる事務(入国・ 在留審査担当が分担する事務を除 く。)	3 東京入国管理局、名古屋入国管理局及び大阪 入国管理局の審査管理担当の首席審査官は、前 項に規定する事務のほか、局内の首席審査官の 職務の連絡調整に関するをつかさどる。 (首席入国警備官の職務) 第八条 首席入国警備官は、次に掲げる事務をつ かさどる。 一 入国警備官の点検、礼式及び非常訓練に関 すること。 二 武器の携帯、使用及び管理並びに入国警備 官の装備に関すること。 三 入管法第六十一条の三の二第二項に掲げる 入国警備官が行うこととされている事務(以 下「警備業務」という。)に関する基本方針 の企画及び立案に関すること。 四 出入国及び外国人の在留の管理並びに難民 に関する資料の収集に関すること。 五 警備業務に関する情報の収集及び管理に関 すること。 六 退去強制の手続に関する電子計算機の運用 及び保守に関すること。 七 退去強制事由に係る違反の防止に関するこ と。 八 違反調査に関すること。 九 被收容者の入所及び出所に関すること。 十 被收容者の処遇に関すること。 十一 面会及び通信に関すること。 十二 收容場その他の被收容者を收容する施設 に係る警備及び保安に関すること。 十三 收容令書及び退去強制令書の執行並びに その執行のための護送及び送還に関するこ と。 十四 被退去強制者の送還要件具備手続に関す ること。
--	---	---	--

十五 入管法第十九条の十九第一項に規定する 事実の調査に関すること。 十六 入管法第五十九条の二第一項に規定する 事実の調査(在留資格の取消しに関する処分 を行うためのものに限る。)に関すること。 十七 入管法第二十二条の四第三項ただし書の 規定による通知並びに第六十一条の九の二第 四項及び第五項の規定による交付送達に関す ること。	2 東京入国管理局、名古屋入国管理局及び大阪 入国管理局に置く首席入国警備官の担当区分及 び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の 表のとおりとする。	局 名 東 京 理管 局 前項第一号から第三号まで及び第七 号に掲げる事務	区 分 前項第四号から第六号までに掲げる 事務及び同項第八号に掲げる事務 (調査第一担当、調査第二担当及び調 査第三担当が分担する事務を除く。)	調 査 担 当 前項第八号に掲げる事務のうち、摘 第一発を必要とする違反事件(入管法の 規定に違反する行為を助長する組織 (以下「背後組織」という。)に属す る者に関する違反事件を除く。)に関 するもの及びこれを端緒として行 う同項第十六号に掲げる事務並びにこ れらの事務の遂行に際して行う同項 第十七号に掲げる事務	調 査 担 当 前項第八号に掲げる事務のうち、背 第二後組織に属する者に関する違反事件 に関するもの及びこれを端緒として 行う同項第十六号に掲げる事務並び にこれらの事務の遂行に際して行う 同項第十七号に掲げる事務	調 査 担 当 前項第八号に掲げる事務のうち、違 反事件に関するもの(調査第一担当 及び調査第二担当が分担する事務を 除く。) 及びこれを端緒として行う同 項第十六号に掲げる事務並びにこれ らの事務の遂行に際して行う同項第 十七号に掲げる事務
---	--	--	---	--	--	--

2 統括入国警備官の配置は、法務大臣が定める。

3 統括入国警備官は、命を受けて、第八条第一項各号及び第三項に掲げる事務のうち局長の指定する分担に係る事務を統括する。
(職員)の駐在)

第二十四条 局長は、必要があると認めるときは、職員を、その勤務庁の所在する地以外の地に駐在勤務させることができる。

(雑則)

第二十五条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、局長が法務大臣の承認を受けて定める。

附則 (施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
(この本部令の効力)

2 この本部令は、その施行の日に、地方入国管理組織規則(平成十三年法務省令第十三号)となるものとする。

附則 (平成二二年二月二二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号)

この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年三月三〇日法務省令第四五号)

この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。

附則 (平成二三年九月二八日法務省令第七一号)

この省令中東京入国管理局横浜支局横須賀出張所の項及び福岡入国管理局鹿児島空港出張所の項を削る改正規定は平成十三年十月一日から、名古屋入国管理局清水港出張所の項及び名古屋入国管理局田子の浦港出張所の項を削る改正規定並びに名古屋入国管理局静岡出張所の項を加える改正規定は同年十二月一日から施行する。

附則 (平成二四年四月一日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則 (平成二四年四月一日法務省令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附則 (平成二四年一〇月二九日法務省令第五五号)

この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中広島入国管理局岩国港出張所の項及び福岡入国管理局八代港出張所の項を削る部分は、同年十一月一日から施行する。

附則 (平成二五年四月一日法務省令第三五五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表中広島入国管理局徳山港出張所の項の改正規定は、同月二十一日から施行する。

附則 (平成二五年一〇月二九日法務省令第七三三号)

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附則 (平成二六年二月二五日法務省令第一〇号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成二六年四月一日法務省令第三三三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年一月三〇日法務省令第八二二号)

この省令は、平成十六年十二月二日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同月一日から施行する。

附則 (平成二七年二月一六日法務省令第一七号)

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表中広島入国管理局広島空港出張所の項の改正規定 平成十七年三月二十二日

二 別表中東京入国管理局直江津港出張所の項の改正規定 平成十七年四月一日

附則 (平成二七年四月一日法務省令第五四号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年五月三日法務省令第七〇号)

この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

附則 (平成二七年九月二八日法務省令第九六号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日法務省令第四一八号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三〇日法務省令第二四四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月二〇日法務省令第六八八号)

この省令は、平成十九年十二月二十五日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一四四号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月一八日法務省令第四三三三号)

この省令は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は空港整備法及び航空法のの一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第九十七号)の施行の日から、第三条の規定はこの省令の公布の日から施行し、同条の規定による改正後の地方入国管理局組織規則の規定は、平成二十年四月十四日から適用する。

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日法務省令第四一八号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三〇日法務省令第二四四号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成一九年二月二〇日法務省令第六八八号)

この省令は、平成十九年十二月二十五日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日法務省令第一四四号)

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年六月一八日法務省令第四三三三号)

この省令は、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は空港整備法及び航空法のの一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十年政令第九十七号)の施行の日から、第三条の規定はこの省令の公布の日から施行し、同条の規定による改正後の地方入国管理局組織規則の規定は、平成二十年四月十四日から適用する。

附則 (平成二一年三月三一日法務省令第一一〇号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年六月八日から施行する。

附則 (平成二二年四月一日法務省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第七条及び第十五条第二項の表東京入国管理局横浜支局の項の改正規定は、平成二十二年七月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日法務省令第一一〇号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年一月一七日法務省令第二二二号)

この省令は、平成二十四年二月二十七日から施行する。

附則 (平成二四年四月六日法務省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年七月六日法務省令第三一〇号)

この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

附則 (平成二五年五月一六日法務省令第一一〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年三月二八日法務省令第一一〇号)

この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二六年一〇月六日法務省令第二八八号)

この省令は、平成二六年十月六日から施行する。

附則 (平成二七年四月一〇日法務省令第二五五号)

この省令は、平成二七年四月十日から施行する。

附則 (平成二七年九月三〇日法務省令第四六六号)

この省令は、平成二七年十月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日法務省令第二六六号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月二六日法務省令第四六六号)

この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日法務省令第一四四号)

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日法務省令第二二二号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

名称	位置
別表(第十八条関係)	
附則(第一八号)	この省令は、平成二四年四月六日法務省令第一一八号
附則(第三一〇号)	この省令は、平成二四年七月六日法務省令第三一〇号
附則(第一一〇号)	この省令は、平成二五年五月一六日法務省令第一一〇号
附則(第一一〇号)	この省令は、公布の日から施行する。
附則(第一一〇号)	この省令は、平成二六年三月二八日法務省令第一一〇号
附則(第二八八号)	この省令は、平成二六年十月六日法務省令第二八八号
附則(第二五五号)	この省令は、平成二七年四月十日法務省令第二五五号
附則(第四六六号)	この省令は、平成二七年九月三〇日法務省令第四六六号
附則(第二六六号)	この省令は、平成二八年三月三一日法務省令第二六六号
附則(第四六六号)	この省令は、平成二八年二月二六日法務省令第四六六号
附則(第一四四号)	この省令は、平成二九年三月三一日法務省令第一四四号
附則(第二二二号)	この省令は、平成三十年四月一日法務省令第二二二号

